

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR(裁判外紛争解決手続)。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟性をもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と努力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことだ。今回は、法務大臣認証機関である(一社)日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となった「再生可能エネルギーアドバイザー」とトラブルの関わりを、特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長から紹介してもらう。

太陽光や風力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギー(再エネ)の導入は、近年で着実に拡大してきましたが、再エネと地域との関係性が、経済産業省においてなされてきた我が国のエネルギー供給のあり方をめぐる「エネルギーミックス(電源構成)」

地域との共生を図る

再エネ事業が安定的に実施されるためには、再エネ発電施設が設置される地域との信頼関係を築き、地域との信



大谷昭二理事長

地域と事業者は隣人関係

はかかることが必要不可欠です。しかし、地域住民が再エネ設備の導入に懸念を示すケースは非常に多くなっています。それは、例えば「土砂災害・水害」「水資源の保護」「自然環境保護」「周辺景観と調和」に対して不安を感じ

再生可能エネルギーアドバイザー③

るからです。再エネ事業者は、これらに十分注意し、地域住民の理解を得ながら事業を進めていかなければなりません。しかし残念なことから、再エネ事業者の中には、専門的な知識が不足している事業者も存在しており、地域住民との関係が悪化して計画の修正・撤回請求や、訴訟に発展するといったトラブルが発生しているのです。

では、どうすればトラブルを解決したり、未然に防ぐことができるのか。当然のことながら、事業者が自治体の条例などの関係法令を守ることが必須です。しかし、たとえ法令や条例を守り適切な土地開発を行ったとしても、地域住民の理解を得ないまま開発を進めたいけません。

コミュニケーションが大事

何よりも必要なのは、事業者と地域住民とがコミュニケーションをとることです。そして、話し合いによるトラブル解決を担う再エネアドバイザーは大きな役割を担うことができます。再エネ事業推進の合意形成をするべく、事業の計画やその経済効果を分かりやすく地域住民に伝えると共に、地域住民の要望にこたえるべく計画策定のアドバイザーを行うのです。また、未然にトラブルを防ぐために、あらかじめ事業者に対してコンサルティンクを行い、地域住民とのコミュニケーションの取り方もアドバイザーが、専門的な知識が不足している事業者も存在している事業者も存在しており、地域住民との関係が悪化して計画の修正・撤回請求や、訴訟に発展するといったトラブルが発生しているのです。

8013

※調停が体験できる「ロールプレイ研修」を定期的に実施しています(次回11月9日)。詳しくは当機構HPをご覧ください。

●「再生可能エネルギーアドバイザー」資格実施団体 特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会 電話03(6847)8235